

議案第94号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

専決処分第6号

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の310」を「100分の305」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年11月27日

清水町長 阿 部 一 男